

議第13号

高山市地区公園条例の一部を改正する条例について

高山市地区公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

一部の地区公園の管理を直営に移行するため改正しようとする。

高山市地区公園条例の一部を改正する条例

高山市地区公園条例（平成16年高山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第2条の2 次に掲げる地区公園（以下「指定施設」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p><u>(1)</u> 尾崎城公園</p> <p><u>(2)~(10)</u> （略）</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第2条の2 次に掲げる地区公園（以下「指定施設」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p><u>(1)~(9)</u> （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に改正前の高山市地区公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市地区公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

3 改正後の高山市地区公園条例の規定により地区公園の管理を行うための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。